

平成 25 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社 EMCOM ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 楊 燕姫
(J A S D A Q ・ コード 7954)
問合せ先 経理部長 菊池 貴之
電 話 03-5436-4280

上場廃止後の当社株式の取り扱いに関するお知らせ

当社は、平成25年5月9日をもって、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)において上場廃止となる予定でございます。今後の当社株式の取り扱いにつきましては、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

上場廃止により、株主の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

記

1. 上場廃止後の株式事務について

平成21年1月5日の株券電子化により、当社は株券不発行会社となっておりますが、上場廃止後も引き続き、株券不発行会社となります。また、三菱UFJ信託銀行株式会社と当社との間の株式事務代行委託契約を解除することに伴い、上場廃止後の株主名簿の管理及び名義書換、住所変更、証明書発行等の各種手続きにつきましては、今後、当社において対応いたします。

2. 株主様のお手続きについて

上場廃止後の当社株式の取扱につきましては、市場売買最終日(平成25年5月8日)の翌営業日である平成25年5月9日をもって、株式会社証券保管振替機構による当社株式の取扱が廃止となり、各証券会社等での諸届出の受付についても廃止されます。

このため、上場廃止日以降は、原則として、各種請求書・届出書等への実印の押印及び印鑑証明書の添付により、株主様のご本人確認及び株主様ご本人からの意思表示の確認とさせていただきます。

3. 上場廃止後の株式取引について

以下の点にご注意ください。

- ・ 当社株式の売買は、相対取引(当事者間での直接取引)のみとなります。従って既存の株主様で売却をご希望される方は、ご自身で購入希望の方を探していただく必要があります。
- ・ 株主様が剰余金の配当を受け取る権利及び残余財産の分配を受ける権利は、そのまま残ります。ただし、剰余金の配当の実施の有無は、当社グループの業績次第となります。
- ・ 株主総会における議決権は、これまで通り残ります。毎年3月中頃に株主総会の招集通知を発送させていただきます。

4. 株式残高証明書の発行について

株式を譲渡する場合等、株主様ご自身が所有している株式数をご確認されたい場合には、「株式残高証明書」(以下、「証明書」という)の交付を請求することができます。

証明書交付を希望される場合は、当社管理本部宛にご請求願います。
なお、証明書の発行には、お申し出いただいてから3週間程度を要しますので、予めご了承ください。

5. 上場廃止後の名義書換等の各種手続き

株式の譲渡に際しては、売主と買主が共同で名義書換を請求することになります。所定の株式名義書換請求書に、連名(売主と買主)で必要事項を記載、実印を押印のうえ、印鑑証明書(交付日から6カ月以内の原本)を添付していただき、当社管理本部宛にご請求願います。

上場廃止後の住所変更等の上記各種手続きにつきましては、上場廃止日時点の株主名簿確定作業が終了した後に対応を開始させていただく予定です。各種手続きに必要な書類に関しましては、対応準備が整い次第、当社ホームページ(<http://www.hd.emcom.jp/>)にてお知らせいたします。

【お手続きに関するお問い合わせ】

株式の名義書換・諸届・単元未満株式の買取請求等、お手続きに関する照会は下記へお問合せ願います。

〒141-0031

東京都品川区西五反田1丁目21番8号KSS五反田ビル5階

株式会社EMCOMホールディングス管理本部 宛

TEL:03-5436-4283(受付時間 平日 10:00~18:00)

FAX:03-5719-4630

メールアドレス:website@hd.emcom.jp

以上